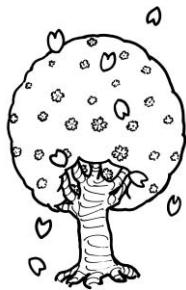


定額給付金受付を開始

4月6日(月)から

町では住民の生活支援と地域経済活性化のため、定額給付金の給付を実施します。



□給付対象者

平成21年2月1日の基準日に横芝光町に住民登録されている方が対象となります。また、基準日に横芝光町で外国人登録をしている特別永住者、在留資格のある方が対象となります。

ただし外国人登録をされている方で短期滞在や、在留資格期限を過ぎてしまっている方は対象となりませんのでご注意ください。

□給付金の申請から給付まで

(郵送申請方式の例)

世帯主あてに申請書が郵送されます

申請書に世帯主名、振込先口座番号等を記入してください

申請書に振込先口座番号が確認できる書類の写しを添付して、返信用封筒で町に返送してください

町では返送された申請書類を確認し、給付決定通知を送付します

指定された口座に入金されます

□定額給付金の申請

定額給付金の給付を受けるには、町から世帯主あてに送付される申請書に必要事項を記入して申請する必要があります。（外国人は各対象者あてに送付されます）

同封される留意事項・記入例をよく読んで記入してください。

□給付額

2月1日での世帯を単位として給付されますので、世帯員1人あたり1万2千円となります。ただし、65歳以上（昭和19年2月2日以前の生まれ）の方と、18歳以下（平成2年2月2日以後の生まれ）の方は世帯

うお願いします。

受付開始日から役場に相談窓口を開設しますので、こちらに申請書を提出する窓口申請もできますが、給付が早まることがあります。また、受付開始日より前に持参されても受付できませんので、ご注意ください。

申請期限を経過すると受付できなくなりますので、申請期限を厳守されますようお願いします。

申請受付開始日 4月6日

申請期限 10月6日(火)まで

員1人あたり2万円です。
(外国人は各対象者ごとに
給付されます)

一人あたり
12,000円

65歳以上と18歳以下の方は
一人あたり

20,000円

◆問い合わせ
企画財政課企画調整班
☎84-1218

□申請期間

申請・受給は原則として世帯主になりますが、同じ世帯の方が代理で申請・受給することもできますので、ご家族でよくご相談ください。

また、外国人世帯では基準日に生計をともにされていた方が代理申請することができます。

□代理申請